

**法律に基づく「緊急事態宣言」が発令中の
日建連関西支部の事務局体制に関するお知らせ**

2021年5月10日

一般社団法人日本建設業連合会関西支部

今般、新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、政府の「緊急事態宣言」が4月25日から当支部所在地の大阪府を対象として発令されており、その期限が5月31日までと延長されました。

「緊急事態宣言」発令中、関西支部は以下の体制にて、業務を継続することといたしますので、お知らせいたします。

ご利用の皆様には大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力の程、宜しくお願い致します。

1. 業務体制

- 1) 月曜日から金曜日の就業時間(9:00～17:30)に職員2～3名が交替制にて事務所に出勤し、主として、国土交通省など関係行政機関や会員企業等との連絡調整業務を実施します。
- 2) 本体制は、同宣言の発令が解除されるまでとします。
- 3) 出勤以外の職員については、原則、在宅勤務とします。

2. その他

- 1) 出勤者が電話、FAXに対応いたします。
また、緊急の場合は、在宅の職員への連絡も取り次ぎます。
- 2) 会員企業の皆様で、職員個々と直接連絡を取られる場合は、携帯電話等での連絡をお願いいたします。
- 3) なお、当支部の職員は、原則一または二日置きにて出勤いたします。お時間が頂けるのであれば、担当職員からその際に対応させていただきますので、ご協力願います。

【連絡先】

代表電話番号

06-6941-3658

代表 FAX 番号

06-6942-4031

以上